

(参考)各種補助金制度のご案内

本ご案内は、令和 8 年度の補助金制度に基づく内容です。令和 9 年度は、制度内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 集会施設整備事業補助金

(1) 補助対象

市に登録のある集会施設(町会会館、集会所等)で、以下の事業が対象です。

改 修	<u>20 万円以上</u> の修繕、改造、改良 (照明、床、エアコン等の内装、外壁・屋根、外構工事等で工事費の合計が20万円以上の事業。机など備品の購入は補助の対象外です。)
新 築	新たに集会施設を建築し、又は既存の集会施設の全部を除去して新しく建築すること
買取り	既存の建物を新たに集会施設として購入すること
増改築	既にある集会施設の床面積を増加又は減少させること及び集会施設の一部を除去して新しく建築すること
用地購入	地方自治法に規定する認可を受けた団体(認可地縁団体)が、既に所有する集会施設について、集会施設が所在する土地を購入すること

(2) 補助率と補助限度額

補 助 率	【区分共通】	2 分の 1 ※千円未満切捨て				
補助限度額	改 修	2,000,000 円 ※ただし、過去 3 年度内に本補助金の交付を受けている場合は、 交付額を差引いた額が補助限度額になります <u>(令和 9 年度事業では、令和 6 年(2024 年)4 月以降の交付額を差引 いた額が補助額の上限です)</u>				
	新築・ 買取り		世帯	基準面積(㎡)	基準単価(円)	補助限度額(円)
		~200	53	175,000	4,637,000	
		201~400	66		5,775,000	
		401~700	99		8,662,000	
		701~1,000	132		11,550,000	
1,001~		165	14,437,000			
※過去10年以内に新築・買取り区分で交付を受けた場合、補助上限額から差引き						
増改築	3,500,000 円(基準面積 40 ㎡、基準単価 175,000 円)					
用地購入	10,000,000 円					

【注】新築・買取り・増改築区分は、実際の建築面積と基準面積、実際の建築単価と基準単価を比較し、それぞれ低い方を積算するため、補助限度額は表の金額を下回ることがあります。

(補助金計算例)令和 9 年度に会館の照明など改修実施予定(事業額 3,535,000 円)
ただし、令和 6・7 年度に改修区分で合計 800,000 円補助金の交付を受けている場合
①補助率積算:3,535,000 円×1/2=1,767,000 円(事業予定額 2 分の 1、千円未満切捨て)
②補助上限額との比較:
2,000,000 円(区分補助上限額)-800,000 円(過去交付額)=1,200,000 円(補助上限額)
⇒①と②を比較して、低い方の金額が補助金額(上記例では 1,200,000 円が補助金額となります)

(3) 補助金スケジュール(予定)

令和 8 年(2026 年)9 月 4 日まで	事業計画書の提出
令和 9 年(2027 年)3 月末	令和 9 年度予算案の市議会議決
4 月中	<u>事業計画書提出団体</u> に申請のご案内(申請書)を郵送
令和 10 年(2028 年)3 月末まで	【町会】申請書類の市への提出 <u>※工事前に申請必須</u> ⇒【市】補助金の交付決定 ⇒【町会】業者契約・着工、事業完了書類の市への提出 ⇒【市】事業完了確認・補助金交付

会館照明の LED 化をご検討ください

現在、会館や集会所などで使用されている蛍光灯は、令和 9 年(2027 年)までに製造・輸出入が段階的に廃止される予定です。今後、交換用蛍光灯の入手が難しくなることが見込まれるため、会館の照明設備の LED 化を推奨しています。

本補助金を活用して LED 化工事を行う予定がある場合は、事業計画書をご提出ください。

2 掲示板設置事業補助金

(1) 補助対象

町会・自治会等で設置・管理している掲示板で、以下の事業が対象です。

新 設	未設置の箇所に新たに掲示板を設置すること
撤去新設	現在ある掲示板を撤去し新たに設置すること または 現在ある掲示板を他の場所に移動して再設置すること
修 繕	現在ある掲示板の位置を変更せず、破損等により使用できなくなった掲示板の一部を修繕し原状を回復すること
撤 去	現在ある掲示板を完全に取り外し、現状場所からなくすこと

(2) 補助率と補助限度額

補 助 率	【区分共通】	2 分の 1 ※千円未満切捨て
補助限度額	新設	90,000 円
	撤去新設	120,000 円
	修繕	40,000 円
	撤去	20,000 円

※撤去新設、移設及び修繕については撤去・処分費用も含みます。
※申請できる工事区分は 1 団体あたり 1 区分です。ただし、撤去区分については、新設以外の区分と併用して申請が可能です。
※新設・撤去新設区分については、1 団体あたり申請基数 1 基になります。

(3) 補助金スケジュール(予定)

令和 8 年(2026 年)9 月 4 日まで	事業計画書の提出
令和 9 年(2027 年)3 月末	令和 9 年度予算案の市議会議決
4 月末	令和 9 年度の補助金申請書案内等を郵送
5 月末まで	【町会】申請書類の市への提出 <u>※工事前に申請必須</u> ⇒【市】補助金の交付決定 (予算を超えた場合、抽選実施)
6 月末～ 令和 10 年(2028 年)2 月末まで	⇒【町会】業者契約・着工、事業完了書類の市への提出 ⇒【市】事業完了確認・補助金交付